

地方においてこそ迅速・機動的な雇用対策の実行が可能

国は雇用情勢の悪化や大型倒産に対し、迅速・機動的な対応を行うには、国の統一的な指揮命令系統の下で全国一斉に対応することが必要というが……

↑ **むしろ地方の方が情勢に応じた臨機応変な対応が可能**

鳥取県における取組例

経済対策のための臨時議会開催状況

年度	議会	議決日	主な補正予算の内容(単県)
20	1月臨時議会	H21.1.27	ふるさとハローワークの設置 制度融資に借換枠創設
21	1月臨時議会	H22.1.29	制度融資の融資枠拡大 正規雇用創出奨励金
24	2月臨時議会	H25.2.15	経済対策としての単県公共事業
25	2月臨時議会	H26.2.12	企業立地補助金の嵩上げ 制度融資メニューの拡充
26	2月臨時議会	H27.2.5	制度融資メニューの拡充

※その他、議会の度に年間を通じて適時・適切に補正予算を編成

国は雇用情勢等に即応した国会の開催は難しく、機動的に動けない。(国会が開かれない限り予算も法令も決まらない)

↑ **県の意思決定は極めてスムーズ!!**

年末年始の相談窓口の開設

※行政機関等が業務を停止している
年末に総合相談窓口を開設

対象: 離職者、求職中の者、生活困窮者、
資金繰りで困っている中小企業者

会場: 県内東・中・西部に各1箇所

相談内容: 職業相談、
生活福祉資金貸付等の相談、
生活保護相談、
公営住宅入居相談・情報提供、
制度融資案内

国の指摘は、地方移管の支障となり得ない!

ハローワークの地方移管の

早期実現を!!

ハローワークの地方移管の今後の検討に向けて

ややもすると「ハローワークの地方移管」➡「国と地方の権限争い」

国

地方との連携を強化(一体的実施・特区)

地方

ハローワークの地方移管

目的は
同じ

最高水準の雇用労働行政サービスをいかにして提供するか

広く国民的議論の喚起を!

求められる視点

利用者目線

- ・ 実際に職を求めている人、人を求めている企業にとって最善の方策は何か

合理性の追求

- ・ 地域に密着した産業政策、雇用政策とハローワークが一体的に運用された方が合理的ではないか

国と地方の役割分担のあり方

- ・ 雇用労働行政の主体はどこが担うべきか
- ・ 住民に身近な行政はより住民に近い主体が担うのが地方分権の理念ではないか

(参考)ハローワークをめぐる国・地方の対応

H20.12. 8 地方分権改革推進委員会第2次勧告

- ・ 地方自治体が行う無料職業紹介を、国に準ずるものとして法律上位置付け
- ・ ハローワークのシステム・端末を地方の職員が利用

H22. 7.15 **全国知事会報告書「国の出先機関原則廃止に向けて」取りまとめ**

- ・ 最重点分野としてハローワークの早期移管を要請

H22.12.28 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」閣議決定

- ・ 国の職業紹介等の事務と地方の福祉相談等の事務を、自治体主導の下、一体的に実施することを可能に（自治体からの特区提案にも誠実に対応）
- ・ 国と地方の事務の一体的実施を3年程度行い、その成果と課題を検証し、権限移譲を検討

90

H23.6 一体的実施開始

H24.10. 1 ハローワーク特区開始(埼玉県・佐賀県)

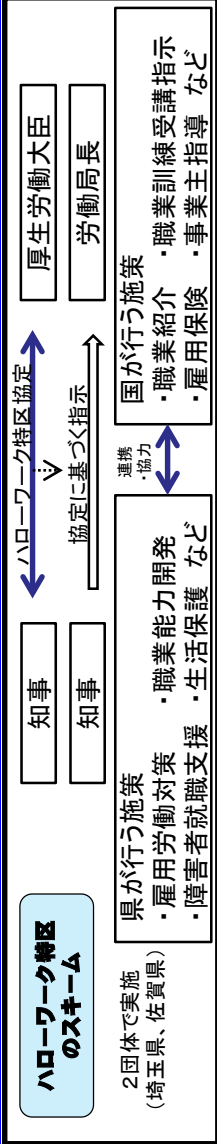
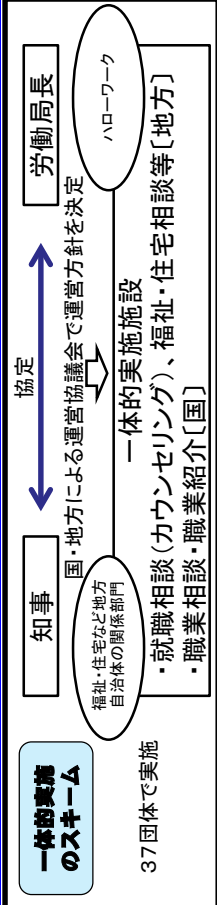
- ・ 協定に基づき、知事は労働局長に必要な指示をすることが可能

H26.9 ハローワーク求人情報のオンライン提供開始

H27. 1.30 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」閣議決定

- ・ 一体的実施、ハローワーク特区、求人情報のオンライン提供の取組など、地方公共団体と一体となった雇用対策をこれまで以上に推進する。
- ・ 以上の取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、事務・権限の移譲等について、引き続き検討・調整を進める。

(参考)一体的実施、ハローワーク特区の成果



一体的実施の成果

ワンストップ支援

①就職相談から職業紹介まで一貫したサービスの提供

- 〔⇒全37団体が実施〕
- ◆利用者一人一人の状況に応じたきめ細かなカウンセリングを行い、職業紹介まで一貫したサポート

②生活・子育て支援等求職者に対する総合的な支援の提供

- 〔⇒21団体が実施〕
- ◆退職後の生活困窮者に、住居確保・生活資金等の相談や職業相談・職業紹介を同一コーナーで実施

利用者に身近な施設

③身近な場所における継続的な支援の実施

- 〔⇒29団体が駅近近地で実施、18団体が託児サービス〕
- ◆女性が利用しやすい環境づくりに取り組んだ結果、子供同伴の利用者が3割以上に

産業政策と連携

④産業政策と連携した雇用政策の実施

- 〔⇒4団体が中小企業の人材確保支援等を実施〕
- ◆求職者の特性に沿った企業説明会を年200回以上開催
- ◆専門性を有する高齢者と県内企業をマッチング (登録1,346人、就職決定779人)

ハローワーク特区の成果

一体的実施と同様の成果に加え、以下の成果も

①意思疎通・調整の円滑化、国・県のサービスの融合促進

- ◆人事交流により協議等が円滑化 (→3か月以内の早期就職支援サービス導入等)

②就職相談から紹介まで同一職員による対応

- ◆指示権の行使により、就職相談から職業紹介まで同一相談員による支援を実現

③国・県を通じたルール統一の実現

- ◆国・県の受付一本化、情報共有等で円滑なサービスの提供

④県側による就職実績の把握

- ◆利用者情報をデータベース化し、リアルタイムで状況把握が可能

地方移管の効果を

を

(参考)一体的実施、ハローワーク特区等の課題

一体的実施の課題

国と地方自治体の寄合所帯で、
地方自治体の意向が十分に反映されない

〈特区〉で一定
の改善あったが

①ルール統一や意思疎通・調整が円滑に進まない

〔10団体〕

- ◆国側と県側で利用者情報の共有不十分、利用者が説明に二度手間

②ハローワークの就職実績の把握が県側では困難

〔14団体で就職人数のみ〕

- ◆進捗管理に必要な就職者の年齢等の詳細情報は、国から提供されない

③国側サービスの拡大が進まない

〔13団体で拡大希望〕

- ◆雇用保険や職業訓練の手続は、改めてハローワークに足を運ばなければならない

オンライン提供の要改善点

①提供される求人情報の数・内容に制約がある

②地方が独自に開拓した求人情報が反映されない

ハローワーク特区の課題

地方自治体の意向の反映には限界

①都道府県知事の指示権には限界
(法令・予算・定数の壁)

- ◆利用者の増減等に応じた職業紹介コーナーの職員体制の柔軟な変更は実現困難 (定数変更が必要)
- ◆県の意向による職業紹介までの一貫した支援は実現困難 (国から県に職業紹介業務の移管が必要)

②新たな業務に対する都道府県労働局の
判断や対応には限界
(予算を伴う職員体制の変更等は困難)

- ◆開所時間の延長を求めたが、現職員体制で運用可能な範囲内の延長に留まる

特区でも限界…地方移管で解決可能

- ◆オンラインで地方に提供される求人情報件数は全体の半分程度マッチングに必要な情報が十分に提供されない (求人事業所情報等)
- ◆地方が独自に開拓した求人情報がハローワークの求人情報システムに反映されない

(参考)地方移管が実現するまでの対応

ハローワーク地方移管が実現するまでの間は、一体的実施、ハローワーク特区等の一層の充実を

①一体的実施、ハローワーク特区の実施期間の延長

◆ハローワークの地方移管が実現するまでの間、取組を継続するべき。

②ハローワーク特区の実施箇所拡大

◆手挙げ方式による実施箇所の拡大、県内1か所に限定せず複数又は県域全体のハローワークでの実施ができるようにするべき。

③国の意思決定の迅速化

◆利用者の立場に立った運営の改善などの地方自治体からの提案に迅速に対応するべき。

④一体的実施におけるハローワークの就職実績の情報提供

◆就職決定者の男女、年代等属性別人数や個人別の就職状況などの詳細情報を毎月速やかに地方に提供するべき。

⑤一体的実施における国の就職に関するサービスの更なる拡大

◆雇用保険、職業訓練受講指示、障害者就労支援、求人受付も加えるべき。また、正規職員配置が困難な場合、インターネットを活用した遠隔での受付やハローワークOBの嘱託職員等の配置も検討するべき。

⑥ハローワーク特区の内容充実

◆実験的な取組や地域事情を背景とした提案であれば、既存の法令・予算の変更などを伴う取組も含め、試行できるようにするべき。

職業安定組織の構成に関する条約（第 88 号）（抜粋）

C88 Employment Service Convention, 1948

Article 1

1. Each Member of the International Labour Organisation for which this Convention is in force shall maintain or ensure the maintenance of a free public employment service.

※free public employment service ⇒ 「公共の」であって「国家の」ではない

2. The essential duty of the employment service shall be to ensure, in co-operation where necessary with other public and private bodies concerned, the best possible organisation of the employment market as an integral part of the national programme for the achievement and maintenance of full employment and the development and use of productive resources.

※the best possible organization ⇒ 組織の形態には自由度がある

Article 2

The employment service shall consist of a national system of employment offices under the direction of a national authority.

※national system ⇒ 全国的組織

※employment offices ⇒ 職業安定機関 ←

≠ national authority

※under the direction of a national authority

⇒ 「国の行政機関の指示のもとに」と言っているに過ぎない

Article 3

1. The system shall comprise a network of local and, where appropriate, regional offices, sufficient in number to serve each geographical area of the country and conveniently located for employers and workers.

2. The organisation of the network shall:

(a) be reviewed--

(i) whenever significant changes occur in the distribution of economic activity and of the working population, and

(ii) whenever the competent authority considers a review desirable to assess the experience gained during a period of experimental operation; and

(b) be revised whenever such review shows revision to be necessary.

※competent authority ⇒ 「national authority」とは別の文言を使っている

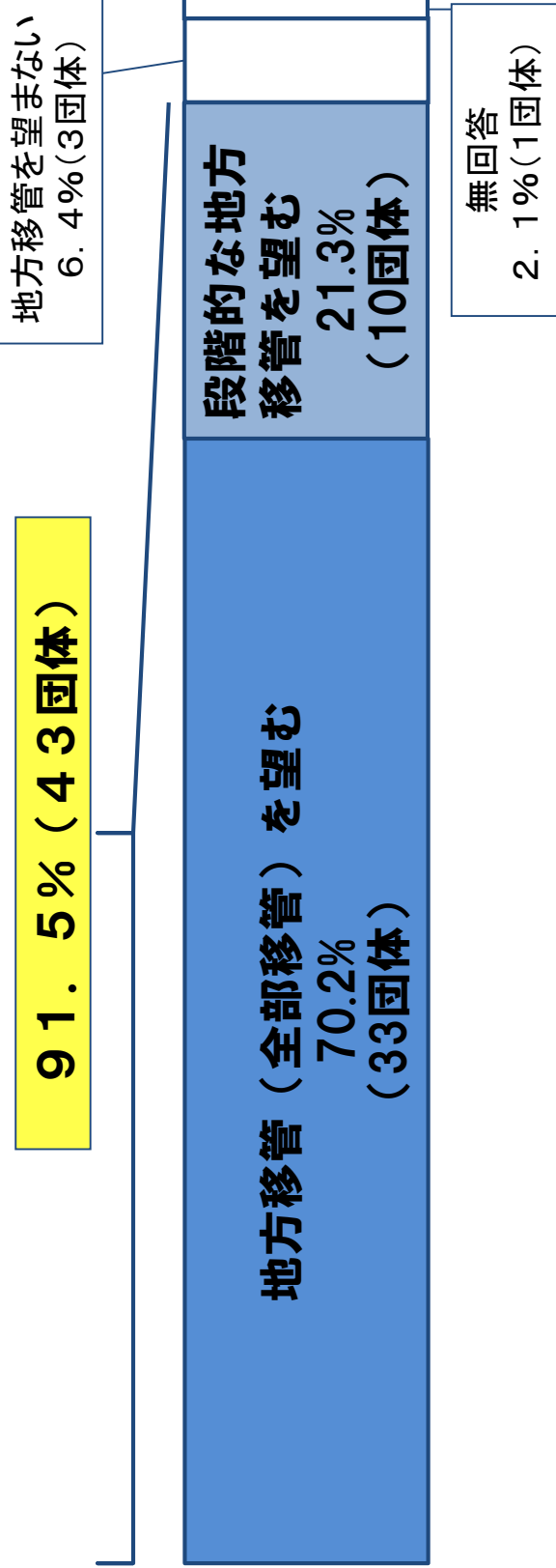
全国知事会「ハローワークの地方移管等に関する調査」の結果概要

- 全国知事会では、第3回雇用対策部会における議論を踏まえ、ハローワークの地方移管等について、47都道府県知事に対し緊急アンケート調査を実施（平成27年10月1日付け）

問 地方移管を実現する上で必要と考えられる条件*が満たされたという前提で、貴団体において地方移管を望みますか。

*条件： 人員の確保、財政上の措置、職業紹介・雇用保険・雇用対策のノウハウ、ハローワーク職員用端末の情報（全国ネットワークの維持） など

回答結果 47都道府県のうち、9割を超える43団体の知事がハローワークの地方移管を望んでいる。



ハローワークの地方移管について

平成27年11月12日

全 国 知 事 会

現在、地方分権改革有識者会議雇用対策部会において、ハローワークの事務権限の移譲等の検討・調整に向けた一体的実施、ハローワーク特区の取組の成果と課題の検証が進められている。

全国知事会は平成22年以来、就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができること、生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供できること、身近な場所で継続的な支援ができること、企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用対策の展開ができることなどを理由に、ハローワークの地方移管を国に対して提案してきた。

また、平成27年6月には国に先駆け、一体的実施、ハローワーク特区等についての成果と課題の検証を行い、「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」（平成27年6月30日）をとりまとめた。この検証において、一体的実施及びハローワーク特区の取組により、当会が主張しているハローワークの地方移管の効果が実証された一方で、地方の意向の反映に限界があることが明らかにされている。

住民にとってより良い雇用労働行政サービスを提供していくため、当会として改めてハローワークの地方移管を早期に実現するよう、国に対して以下の点について求める。

- 1 ハローワークの地方移管を強く求める。
- 2 具体的な地方移管の在り方については、国民・雇用主にとって利便性の高い制度を実現する選択肢として、以下も含め、速やかな検討を求める。
 - ① 都道府県が自らハローワークを設置できる「地方版ハローワーク」制度を創設すること。この場合、雇用保険・職業訓練受講指示を行えるようにするとともに、ハローワーク求人情報のオンライン提供について、国の職員用端末と同等の情報を提供すること。
 - ② ハローワーク特区制度の全国展開などにより、国のハローワークに対する都道府県知事の関与を全国制度化すること。

ハローワークと中野区の一体的実施の取り組み状況について

1 経緯

- ・平成18年4月 生活保護受給者等向けに、区とハローワークが連携して行う就労支援を開始。区が対象者として選定した者を、ハローワーク新宿の庁舎で支援する。
- ・平成24年1月 中野区・東京労働局・ハローワーク新宿で『アクション・プランに基づき中野区と東京労働局及び新宿公共職業安定所が「福祉から就労」支援事業を一体的運営体制で実施するための協定』を締結。
2月 中野区役所庁舎内にハローワーク新宿の就職支援ナビゲーター2名が常駐する窓口「中野就職サポート」を開設。
- ・平成27年4月 生活困窮者自立支援法施行に伴い、自立相談支援機関「中野くらしサポート」を開設。中野就職サポートと連携した支援を開始。

2 内容

区の就労支援員とハローワークの就職支援ナビゲーターを配置し、以下の支援を実施。

- (1) 求人情報提供端末設置によるハローワーク求人情報の提供
- (2) 就労支援ナビゲーターによる職業相談、職業あっせん、支援プランの策定

3 主な就労支援対象者

- (1) 生活保護受給者
- (2) 離職者支援の住居確保給付金受給者
- (3) 児童扶養手当受給者
- (4) 障害者

【中野就職サポート実績】(平成24年2月開設)

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (平成27年4月～8月)
新規開始件数	162件	207件	200件	279件	248件	110件
就職決定件数	74件	110件	138件	201件	157件	74件
就職率	45.7%	53.1%	69.0%	72.0%	63.3%	67.3%